

特許の詐称と他人の特許の盗用行為の 取締に関する広州市の実施規則

2002 年 5 月 28 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為 取締に関する広州市の実施規則

(2002年5月28日広州市人民政府改正公布)

第1章 総則

第1条 特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為を有効に取締し、誠実な事業活動と公衆の合法的な権益が侵害を受けないように保護し、社会主義の市場経済秩序を守るために、「中華人民共和国特許法」及びその実施細則、関連の法律、法規に基づき、当市の実情と結び合わせて、本規則を制定する。

第2条 本法に言う特許の詐称行為とは、組織や個人が生産経営の目的で、非特許製品を特許製品として偽り、または非特許方法を特許方法として模倣する行為を指し、次の各項を含む。

- (1) 特許マークのある非特許製品を製造、販売した場合。
- (2) 特許権の無効を宣告された後、引き続き製品上に特許マークを掲載し製造、販売した場合。
- (3) 広告やその他の宣伝資料において、非特許技術を特許技術と称した場合。
- (4) 契約書において、非特許技術を特許技術と称した場合。
- (5) 特許証明、特許書類や特許申請資料を偽造、変造した場合。

第3条 本法に言う他人の特許の盗用行為とは次の各項を含む。

- (1) 許可を経ず、その製造や販売を行う製品や製品の包装に他人の特許番号を掲載した場合。
- (2) 許可を経ずに、広告やその他宣伝資料に、他人の特許番号を使用し、関連する技術を他人の特許技術であると人に誤解させた場合。
- (3) 許可を経ずに、契約書に他人の特許番号を使用し、契約書にかかわる技術が他人の特許技術であると人に誤解をさせた場合。
- (4) 他人の特許証明、特許書類や特許申請書類を偽造、変造した場合。

第4条 広州市の行政区内におけるすべての特許の詐称行為及び他人の特許詐称行為については、本法を適用する。

第5条 市の特許業務の管理部門は、特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為の主管機関であり、本法に基づき、当市の行政区内の特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為に対して責任を負う。

科学技術、工商、税務、技術監督、公安、税関などの関連部門は、各自の職責に基づき、特許業務の管理部門が特許の詐称行為及び他人の特許の盗用行為の取締を行うことに協力する。

市の特許業務の管理部門は、市の知的財産権局の検査チーム、区と県レベルの特許業務の管理部門へ特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為の取締を委託することができる。

第6条 如何なる組織や個人も市の特許業務の管理部門へ、特許の詐称行為と、他人の

特許の盗用行為を告発する権利を有し、市の特許業務の管理部門は、関連規定に基づき、告発の貢献者へ表彰を与え、併せて告発人の身分を守らなければならない。

第7条 市の特許業務の管理部門が、特許の詐称行為と他人の特許の盗用行為を取締する際、事実を証拠とし、法律を基準とし、事実を明確にして、責任を明らかにするという基礎の上で速やかに処理しなければならない。

第2章 立件と取締

第8条 市の特許業務の管理部門は告発を受けた場合、または特許を模倣する行為や他人の特許の盗用行為を検査により発見した場合、7日以内に立件し、且つ2名以上の取締に責任を負う、特許の執行員を指名しなければならない。

第9条 案件を請け負う担当者が次の情状の1に該当する場合、自ら忌避しなければならない、当事者もその忌避を申請する権利を有する。

- (1) 当該案件の当事者または当事者の親族である場合。
 - (2) 当該案件と利害関係にある場合。
 - (3) 当該案件の当事者とその他関係にあり、公正な取締に影響する恐れのある場合。
- 案件を請け負う担当者が忌避するか否かは、市の特許業務の管理部門が決定する。

第10条 市の特許業務の管理部門は、特許の詐称行為と他人の特許を詐称する行為を取締する際、以下の職権を行使する。

- (1) 当事者と証人に尋問する。
- (2) 特許を模倣する行為や他人の特許の盗用行為に関連する物品を検査、密閉保管、暫時留置く。
- (3) 特許の詐称行為または他人の特許の盗用行為に関連する活動を調査する。
- (4) 特許の詐称行為や他人の特許の盗用行為に関連する契約書、マーク、帳簿などの資料を検査、コピー、密閉保管、徴収する。

市の特許業務の管理部門が上述の職権を行使する際、関連組織や個人は、協力しなければならない、拒絶してはならない。

第11条 事件を請け負う担当者は当事者や証人を尋問する際、記録しなければならない、且つ当事者または証人に渡し、照合しなければならない。誤りや脱落のあった場合、当事者または証人が訂正若しくは補充することを認める。照合を経て誤りのない場合、当事者または証人が調書のページごとに署名または捺印する。

当事者または証人が署名や捺印を拒絶する場合は調書に明記しなければならない。

第12条 市の特許業務の管理部門は証拠資料の事実確認の調査を行う際、案件と関連する調書、保管資料、使用とオリジナルの証拠を検査する必要がある場合、関連組織や個人はありのままの資料を提供しなければならない、必要なときは証明書を発行しなければならない。

第13条 調査を経て、特許の詐称行為または他人の特許の盗用行為の事実が明らかになり、証拠が確実になった場合、市の特許業務の管理部門は、6ヶ月以内に処罰の決定を

下さなければならない。

特許の詐称行為または他人の特許の盗用行為が不成立の場合、市の特許業務の管理部門は6ヶ月以内に未処理の案件を終結させ、当事者に告知しなければならない。

第14条 市の特許業務の管理部門が、処罰の決定を下す以前、行政処罰の決定が下された事実、理由及び根拠を当事者に告知しなければならない、且つ当事者へ法に基づき享有する権利を告知しなければならない。

当事者は陳述と答弁を行なう権利を有する。市の特許業務の管理部門は、当事者の意見を十分に聞き取り、当事者が提出した事実、理由、証拠に対して、照合しなければならない。

市の特許業務の管理部門は、当事者の答弁により処罰を加重してはならない。

第15条 市の特許業務の管理部門は、特許の詐称行為や他人の特許の盗用行為を行う行政の組織や個人に対して処罰を出す場合、行政処罰の決定書を作成しなければならない。行政処罰の決定書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 当事者の氏名または名称、住所、法定代表者または主要責任者、委託代理人の氏名、職務。
- (2) 特許の詐称行為や他人の特許の盗用行為を認定する事実と証拠。
- (3) 処罰の決定
- (4) 処罰の決定に不服の場合、行政再議の申請または行政訴訟の方法と期限。
- (5) 決定が出された日。

行政処罰の決定書は市の特許業務の管理部門の印章が押印されていなければならない、送達日から発効する。

第16条 市の特許業務の管理部門は、特許の詐称行為や他人の特許の盗用行為を取締した結果を告発人に告知するよう告発人が要求する場合は、応じることができる。

第3章 法的責任

第17条 特許の詐称行為を実施する組織や個人に対して、市の特許業務の管理部門はその模倣行為の停止を命じ、訂正を公にし、影響を取り除き、特許を模倣したマークを破棄し、且つその情状の軽重により以下の罰金に処する。

- (1) 情状が比較的軽い場合、5000元以下の罰金に処する。
- (2) 情状が比較的重い場合、5000元以上20000元以下の罰金に処する。
- (3) 情状が深刻で、影響が劣悪な場合、20000元以上50000元以下の罰金に処する。

第18条 他人の特許の盗用行為を行う組織や個人に対して、市の特許業務の管理部門は違法所得を没収し、その詐称行為を停止するよう命じ、訂正を公にし、影響を取り除き、他人の特許を詐称するマークを破棄し、且つその情状の軽重により以下の罰金に処する。

- (1) 情状が比較的軽い場合は、違法所得の1倍以下の罰金に処する。違法所得のない場合は、5000元以下の罰金に処する。
- (2) 情状が比較的重い場合は、違法所得の1倍から2倍の罰金に処する。違法所得のない場合は5000元以上20000元以下の罰金に処する。
- (3) 情状が深刻で、影響が劣悪の場合、違法所得の2倍から3倍の罰金に処する。違

法所得のない場合は、20000 元以上 50000 元以下の罰金に処する。

第 19 条 組織や個人が 30000 元以上の罰金に処された場合、公聴会を行なう権利を有する。

第 20 条 本法第 10 条の規定に違反し、関連の組織や個人が案件と関連する契約書、マーク、帳簿などの資料の提供を拒絶した場合、または隠蔽、移転、証拠を隠滅した場合、若しくは、密閉保管されていた物品を無断で開封、移転した場合、市の特許業務の管理部門はそれに対して、1000 元以上 50000 元以下の罰金に処する。

市の特許業務の管理部門の執行員の法に基づく公務の執行を拒絶、妨害した場合、公安機関が《中華人民共和国治安管理処罰条例》の規定に基づき、処分し、犯罪を構成した場合は、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

第 21 条 密閉保管された、または徴収した模倣特許マークと、詐称された他人の特許マークを破棄しなければならない場合、必要な費用は特許を模倣した、または他人の特許を詐称した組織や個人が負う。

特許マークの模倣や他人の特許マークの詐称と製品とをわけることが難しい場合、その製品も併せて破棄する。

第 22 条 処罰された組織や個人が、市の特許業務の管理部門が出した行政処罰の決定に不服の場合、処罰決定書の受領日から 60 日以内に、市の人民政府に行政再議を申立てることができる、若しくは 3 ヶ月以内に人民法院へ行政訴訟を起こすことができる。

第 23 条 再議または訴訟期間は、処罰決定の執行は停止しない、法律に別に規定のある場合はこの限りではない。

第 24 条 処罰された組織や個人が、期限が過ぎても処罰の決定に従わない場合、市の特許業務の管理部門は、人民法院へ強制執行を申立てることができる。

第 25 条 特許の執行員が職権を乱用する、私欲のために不正を働く、汚職し賄賂を受領した場合、所属組織は、その情状の軽重により懲戒処分を与える。犯罪を構成した場合は、司法機関により刑事責任を追及する。

第 4 章 附則

第 26 条 本法は 1998 年 12 月 1 日から施行する。